

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

大垣市

2 構造改革特別区域の名称

大垣市地域密着型福祉サービス特区

3 構造改革特別区域の範囲

大垣市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 大垣市の障害者の状況

大垣市では、障害の有無にかかわらず、誰もが共に助け合い暮らせるまちづくりを目指して、障害者施策を展開してきた。

現在、当市の人口は、平成20年3月31日現在で166,960人であり、手帳保持者については以下のとおりである。

(平成20年3月31日現在)

身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳
6,263人	919人	567人

一方、市内における障害児(者)のデイサービス事業所及び短期入所事業所の設置状況は次のとおりである。

(平成20年3月31日現在)

	身体障害者	知的障害者	障害児	精神障害者
デイサービス事業所	0ヶ所	0ヶ所	1ヶ所	0ヶ所
短期入所事業所	3ヶ所	4ヶ所	2ヶ所	1ヶ所

(2) 大垣市の小規模多機能型居宅介護事業所の状況

当市では平成12年4月の介護保険制度施行時に要介護等高齢者が約2,500人だったのが現在では約5,500人となっており、倍増している。また、市内の小規模多機能型居宅介護事業所については、平成19年3月時点で3ヶ所指定をしたところである。しかし、同年10月に、そのうちの1ヶ所が廃止となった。その後、新たに2ヶ所が指定を受け、平成20年4月時点で合計4ヶ所が指定を受け運営されている。

現在、地域福祉計画の具現化および第4期の介護保険事業計画に向けての準備段階であるが、在宅介護の一層の推進と介護者等のレスパイトケア(介護者の休息)

の充実を今まで以上に図っていく必要がある。高齢者や障害を持つ方が住みなれた地域で生活を継続していくために介護基盤の更なる整備をすすめていくことが、今後の重要課題である。

(3) 特区事業を利用したサービスの必要性

小規模多機能型居宅介護は、利用定員が少なく家庭的な雰囲気がある場所であり、通い・宿泊・訪問のサービスを同事業所内で一体的に提供でき、日常生活圏域内で地域に密着している点が大きな特徴である。

この特徴を活かして、身近な地域で、高齢者や障害児（者）ということにとらわれず、介護サービスを提供していくことは、新たな地域づくりに繋がっていくものであると考える。

よって、本市において、当該特例措置により、地域に密着した小規模多機能型居宅介護事業所で、障害児（者）と高齢者を区別することなくサービスを提供していくことが大切である。

5 構造改革特別区域計画の意義

当市では、高齢者の在宅志向が強いのが現状であるが、介護者のレスパイトケアも大切な課題である。これは、障害を持つ方とともに暮らす家族にとっても同様である。そして、現行法令では介護保険で運営される小規模多機能型居宅介護事業所を障害児（者）が利用することはできず、空き部屋があったとしても他の目的では利用できない状況がある。

そこで、本市が当該特区認定を受けることにより、以下の点において大きなメリットがある。

- (1) 住み慣れた地域にある小規模多機能型居宅介護支援事業所で、障害児（者）がサービスを受けることが可能になる。
 - (2) 高齢者、障害児（者）が同じ事業所で、小規模な家庭的雰囲気の中でサービスを受けることが可能となる。
 - (3) 上記（1）及び（2）により、障害児（者）の住み慣れた地域での自立した暮らしの支援が可能となる。
 - (4) ノーマライゼーションの意識が広がり、地域福祉の向上につながる。
- これにより、本市における福祉施策が一層充実するものと期待できる。

6 構造改革特別区域計画の目標

現在当市では、高齢者や障害児（者）の在宅志向というニーズと介護者のレスパイトの両方に対応していく必要があると認識している。同時に障害を持つ方の在宅生活を支援するための施設整備、普及が望まれているなか、特区計画の実施により、小規模多機能型居宅介護事業所という多様なニーズに対応できる施設において実現可能である。

この取り組みは、一人ひとりの高齢者や障害を持つ方が、いつまでも住みなれた地域で安心して生活することができるノーマライゼーションの理念に基づいた社会の実現をめざすものである。

当市では、このように、いつまでもなじみの生活環境で生活し続けることができる地域社会づくりを地域福祉計画や介護保険事業計画の政策目標としており、本事業の実施が当市の政策目標を実現することにつながる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 障害児（者）サービスの向上と家族等の負担の軽減

小規模多機能型居宅介護事業所での障害児（者）の受け入れを実施することは、利用者や家族にとって身近なところでのサービス利用を可能とし、地域住民が安心して住める地域の実現に寄与することになる。

(2) 地域コミュニティの連携

既存の小規模多機能型居宅介護事業所の介護実践に比べて、多様な利用が続くことが予想されるため、今まで以上に地域のボランティアやケアマネジャー、関係機関などが、高齢者ケアの拠点である小規模多機能型居宅介護事業所を中心に連携していくことが予想される。このため、高齢者ケアや障害者ケアの専門的知識を地域において提供する活動〈地域介護教室の実践など〉などにより、当該地域に良好な社会的、経済的な効果が期待できる。つまり、高齢者ケアの拠点施設を中心にその地域において障害を持つ方についての理解が深まり、そして地域介護力が高まることにより地域住民の安全安心に寄与し、それが経済的社会的な効果をもたらすものである。

(3) 事業所経営の安定

小規模多機能型居宅介護事業所の利用対象者の拡充により、サービス利用率が高まる。それにより、事業所経営の安定につながり、そこで働く職員の質の向上にもつながっていく。

8 特定事業の名称

9 3 4 指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 小規模多機能型居宅介護事業所職員研修会の開催

障害児（者）を受け入れる小規模多機能型居宅介護事業所の職員に対する、障害者福祉分野に関する研修の実施

(2) 関係機関に広報活動

障害者団体、介護保険関係者に本事業の内容を周知徹底するために広報活動を実施

別紙

1 特定事業の名称

番号 934

名称 指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の指定小規模多機能型居宅介護事業所

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定後

4 特定事業の内容

(1) 事業の内容

特区内の指定小規模多機能型居宅介護事業所で、登録定員及び利用定員の枠内で、本来の利用対象者のサービス利用に影響のない範囲で、障害児（者）を受け入れ、サービス提供をした場合に、障害者自立支援法に基づく給付費を支給するもの。

(2) 当初から本特例措置の適用を受けることを想定している事業所の概要

① (ア) 事業者の法人種別及び名称並びに住所

名称：有限会社 ジェイ・スパック

住所：岐阜県大垣市昼飯町366-1

(イ) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の名称及び住所

名称：小規模多機能型居宅介護 和の郷

住所：岐阜県大垣市和合本町2-532-1 和郷1F

② (ア) 事業者の法人種別及び名称並びに住所

名称：フジ・エステート有限会社

住所：岐阜県大垣市荒尾町1081-2

(イ) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の名称及び住所

名称：小規模多機能型居宅介護わくわくホーム

住所：岐阜県大垣市荒川町367-1

(3) 障害児（者）関係施設から受ける技術的支援の概要

障害者施設等を運営する大垣市社会福祉事業団、大垣市社会福祉協議会等の職員を講師として、事業を実施する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職員に対

する研修会を開催し、障害児（者）への適切な支援が行えるよう必要な知識や技能の習得を図る。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制の特例措置の必要性

小規模多機能型居宅介護は、利用定員が少なく家庭的な雰囲気がある場所であり、通い・宿泊・訪問のサービスを同事業所内で一体的に提供でき、日常生活圏域内で地域に密着している点が大きな特徴である。

この特徴を活かして、身近な地域において各利用者の様々なニーズに対応することが可能となり、高齢者や障害児（者）ということにとらわれず、介護サービスを提供していくことが、ノーマライゼーションのまちづくりを勧める本市にとって、新たな地域づくりに繋がっていくものであると考える。

よって、本市において、当該特例措置により、地域に密着した小規模多機能型居宅介護事業所で、障害児（者）と高齢者を区別することなくサービスを提供していくことが大切である。

(平成20年3月31日現在)

	身体障害者	知的障害者	障害児	精神障害者
デイサービス事業所	0ヶ所	0ヶ所	1ヶ所	0ヶ所
短期入所事業所	3ヶ所	4ヶ所	2ヶ所	1ヶ所

(2) 要件適合性を認めた根拠

① 小規模多機能型居宅介護 和の郷

(ア) 指定小規模多機能型居宅介護の利用数と障害児（者）の利用数の合算数が登録定員の上限である25人を超えないこと。また、通いサービスの利用定員及び宿泊サービスの利用定員についても、指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の利用者数の合算数が、それぞれ15人、9人を超えないこと。

- ・登録定員 18人
- ・通いサービス利用定員 9人
- ・宿泊サービス利用定員 3人

※ 障害児（者）の受入れは、登録定員、通いサービス利用定員及び宿泊サービス利用定員の枠内で行うこととしている。

(イ) 居間及び食堂の合計面積は、3㎡に通いサービスの利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

- ア. 居間及び食堂の合計面積 40.8㎡
- イ. 基準上の必要面積 27㎡ (3㎡×9人)

(ウ) 一の宿泊室の床面積は、 7.43 m^2 以上とし、個室以外の宿泊室を設ける場合は、 7.43 m^2 に宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。

ア. 個室の数 4室

イ. 各個室の床面積 各室 7.43 m^2 以上

(個室床面積の合計： $40.9\text{ m}^2 \div 4 = 10.22\text{ m}^2$)

ウ. 個室以外の宿泊室の面積 無し (全て個室)

(エ) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の職員数については、指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児(者)の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

職種名	専従 (常勤)	専従 (非常勤)	兼務 (常勤)	兼務 (非常勤)	常勤換 算後の 人数	基準上 の必要 人数	適否
介護従事者	3人	5人	3人	0人	5.86人	3.0人	適
うち看護職員	2人	1人	0人	0人	—	1.0人	適
介護支援専門員	0人	0人	1人	0人	—	1.0人	適

② 小規模多機能型居宅介護 わくわくホーム

(ア) 指定小規模多機能型居宅介護の利用数と障害児(者)の利用数の合算数が登録定員の上限である25人を超えないこと。また、通いサービスの利用定員及び宿泊サービスの利用定員についても、指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児(者)の利用者数の合算数が、それぞれ15人、9人を超えないこと。

・登録定員 25人

・通いサービス利用定員 15人

・宿泊サービス利用定員 7人

※ 障害児(者)の受入れは、登録定員、通いサービス利用定員及び宿泊サービス利用定員の枠内で行うこととしている。

(イ) 居間及び食堂の合計面積は、 3 m^2 に通いサービスの利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

ア. 居間及び食堂の合計面積 84.14 m^2

イ. 基準上の必要面積 45 m^2 ($3\text{ m}^2 \times 15$ 人)

(ウ) 一の宿泊室の床面積は、 7.43 m^2 以上とし、個室以外の宿泊室を設ける場合は、 7.43 m^2 に宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保さ

れたものでなければならない。

ア. 個室の数 5室

イ. 各個室の床面積 各室7.43㎡以上

(個室床面積の合計： $37.4\text{㎡} \div 5 = 7.48\text{㎡}$)

ウ. 個室以外の宿泊室の面積 14.87㎡

※居間のうち、 $7.43\text{㎡} \times 2 = 14.86\text{㎡}$ 以上の面積をプライバシーを確保するため、パーティションで区切り、宿泊室(2室分)として確保

(エ) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の職員数については、指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児(者)の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

職種名	専従(常勤)	専従(非常勤)	兼務(常勤)	兼務(非常勤)	常勤換算後の人数	基準上の必要人数	適否
介護従事者	6人	5人	0人	0人	9.4人	5.0人	適
うち看護職員	1人	1人	0人	0人	—	1.0人	適
介護支援専門員	0人	0人	1人	0人	—	1.0人	適